

外国人建設就労者（特定活動）について

作業所で受入れる際に確認する事

必要書類および確認する内容

1. 協力会社提出書類・グリーンファイル：施工体制台帳で外国人建設就労者の「有」を確認。
2. 協力会社提出書類・グリーンファイル：外国人建設就労者建設現場入場届出書添付6の内容確認。
(①就労場所、②従事させる業務内容が技能資格に合致、③従事させる期間)
3. 同上に記載の添付書類

※添付書類

- 1 適正監理計画認定証添付7：特定活動（2020年までの限定措置）の適正監理計画又は、資格外活動許可証の内容を確認。
- 2 パスポート（国籍、氏名等と在留許可のある部分）を確認。
- 3 在留カード又は外国人登録証明書：就労条件と就労可能期間を確認。
- 4 受入建設企業と外国人建設就労者との間の雇用契約書及び雇用条件書（労働条件通知書）を確認。

※適正監理計画認定書

適正監理計画認定書は適正管理計画認定申請書添付8-1に適正管理計画添付8-2～添付8-7を添付して国土交通省に申請。その後交付される書類。

※特定活動実施可能期間：技能実習から継続2年間又は、帰国期間1年未満で来日して2年間、帰国し1年以上経過してから再来日して3年間と定められている。（下表参照）

表：個人ごとの特定活動を含めた日本国内での就業可能期間

年 パターン	1年目	2年目	3年目	帰国	4年目	5年目	6年目	合計就労 可能期間		
	技能実習に引続き就労	技能実習			帰国せず	特定活動2年間			×	×
技能実習後1時帰国 (1年未満)し、再来日	技能実習			帰国	特定活動2年間		×	×	×	5年間
技能実習後帰国 (1年以上)し、再来日	技能実習			帰国 1年以上	特定活動3年間				6年間	

4. 日本語能力のレベルにより受入企業の指導員常駐又は職長の指示下に配置することを確認。